

予算委員会第三分科会 質問要旨

2018年2月26日  
希望の党 階 猛

1. 森友学園から国が買い戻した土地が今なお更地で返還されない法的な理由は何か
2. 上記理由に対し、国はいかなる対応をするつもりか
3. 学校開設の認可が得られない場合、国が森友学園に更地での返還を求めても先方が応じないリスクは法律相談でも指摘されていた。なぜリスクをカバーする契約を締結しなかったのか
4. そもそも売却予定の国有地を賃貸する期間につき3年が上限というルールを定めたのはなぜか
5. 当該賃貸期間中に、堅固な建物の建築を認めたケースはあるか
6. 法律相談文書の中には、P. 21 や P. 39 のように本省理財局が具体的な契約内容に関与していたことをうかがわせる記載があるが、森友学園との一連の契約は本省理財局の承認を得た上で行われたものなのか
7. 相談文書⑭で回答不能ないし困難という反応だったにもかかわらず、その後の特段の相談もなく急いで売買契約を結んだのはなぜか
8. 相談文書⑭のフローチャートに沿った検討を行ったうえで、森友学園への土地払い下げは行われたのか
9. 新たなゴミが出てきてからの法律相談文書が圧倒的に少ない。なお、隠蔽しているものはないか
10. 森友学園の要求に応じ、通常の価格算定手続きを経ずに土地を売却した理由は「損害賠償リスク」があるからという説明だった。具体的にいかなるリスクか

・ 答弁者は、基本的に麻生財務大臣、技術的なことは理財局長

資料はおって提出